

平成25年教育福祉委員会会議録

1. 招集年月日 平成25年10月15日
2. 招集の場所 可児市役所5階第1委員会室
3. 開 会 平成25年10月15日 午後3時28分 委員長宣告

4. 審査事項

協議事項

- 1) 学校給食における異物混入について
- 2) その他

5. 出席委員 (7名)

委員長	天羽良明	副委員長	山口正博
委員	林則夫	委員	可児慶志
委員	山根一男	委員	川上文浩
委員	出口忠雄		

6. 欠席委員 なし

7. 参考人

公益財団法人岐阜県学校給食会	理事長	岩本修治
	事務局長	青木栄憲

8. 説明のため出席した者の職氏名

教育長	籠橋義朗	教育委員会事務局長	高木美和
教育総務課長	山本和美	学校給食センター所長	渡辺哲雄

9. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	高木伸二	議会事務局 議会総務課長	松倉良典
議会事務局 書記	小池祐功	議会事務局 書記	上田都

○委員長（天羽良明君） 皆さん、こんにちは。

本日は、報道機関から取材の申し込みがあり、撮影等をされますので、委員会の皆さん、御承知置きをお願いいたします。

ただいまから教育福祉委員会を開会いたします。

発言をされる際は、挙手をして、委員長の許可を得てからマイクのボタンを押して発言をお願いいたします。

それでは、学校給食における異物混入についてを議題といたします。

本件につきましては、さきに2回にわたり当委員会で取り上げております。

9月2日、東明小学校のパンと、9日の蘇南中学校のパンにコバエが、10月1日は旭小学校の御飯にクモが、そして議会閉会後には、10月3日であったと思いますが、センターにおいての料理等、桜ヶ丘小学校ですね、そこに髪の毛、そして蘇南中学校の黒食パンに糸が入っていたということが起こっております。

前回の委員会において、参考人の意見聴取を行いながら、継続的に調査をすることといたしましたので、本日は、この件に関する参考人として、公益財団法人岐阜県学校給食会から理事長の岩本修治様と事務局次長 青木栄憲様に御出席をいただいております。

参考人の方におかれましては、お忙しい中、本委員会に御出席いただきまして、ありがとうございます。

本日は、本件につきまして忌憚のない御意見を述べていただき、その後、委員からの質疑にお答えいただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

なお、念のために申し上げますが、発言される時は挙手をしていただき、委員長の指名の後にマイクのボタンを押して発言をいただきますようお願いいたします。

また、参考人の方は、委員に対しては質疑をすることはできないことになっておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、参考人の方の御意見を伺います。よろしくをお願いいたします。

○公益財団法人岐阜県学校給食会理事長（岩本修治君） 初めにおわびを申し上げます。

このたびは、私どもが納めさせていただきましたパンですとか御飯の中にハエなどの昆虫の異物混入がございました。しかも、それは複数の学校に、複数の回数にわたり異物の混入があったわけでございます。

当該校の子供さん、あるいは保護者の皆様、あるいは学校の教職員の皆様、可児市の学校給食センター、可児市教育委員会、可児市に対しまして、大変な御心配やら御迷惑をおかけいたしました。まことに申しわけございませんでした。

現在、原因の追及や施設・設備の改善、学校給食の信頼が損なわれておりますので、その信頼の回復に全力を挙げて努めているところでございます。このたびはまことに申しわけございませんでした。

私のほうからは、大まかに2つ、岐阜県学校給食会の事業の概要について、2つ目は、今

回の異物混入に関する経緯と、そのことに関しての岐阜県学校給食会の対応についての経緯を御説明させていただきたいと思っております。

まず初めの岐阜県学校給食会の概要でございますが、今、委員の先生方にはお手元に事業の御案内というパンフレットを配らせていただきました。

中を見ていただきますと、私どもは大まかに3つの事業を行っております。その1つは、物資の供給事業、2つ目に衛生管理事業、3つ目に普及充実事業というものを行っております。

この物資の供給事業、これが私どもの一番大きな仕事と言ってよろしいわけなんです、学校給食の物資を各学校やセンターのほうに納めさせていただいているわけです。おかずなどの一般物資も一部扱ってはおりますが、主には、御飯、パン、麺類の供給を県内全域にわたって供給をさせていただいております。

と申しましても、私どもで御飯を炊いたり、パンを焼いたりということではございませんで、御飯のほうは、JAなどから玄米を購入しまして、搗精工場にて白米にしたものを委託工場に移してそこで御飯を炊くと。で、学校にお届けするということをしておりますし、パンのほうでは、やはりJA等から玄麦を購入しまして、それを小麦粉にしましたものを委託工場に運びまして、そこでパンを焼いて、学校にお届けしていると、このようなことを事業としてやっているわけでございます。

今回、この可児市のほうに供給させていただいているパンは、御嵩町にある委託工場で生産、製品化されたものなんです、そこに私どもが購入した小麦を搬入しまして、その工場ですべてパンを焼いて、各学校にお届けさせていただいていると、こういう流れになっているわけでございます。

それから、事業の2つ目、衛生管理事業につきましては、私どもがやるのは簡易な検査でございます、私どもが扱っている商品についての一般細菌検査ですとか、大腸菌、そういったものを検査して、その品質の保持に努めているところでございます。

私どもではできない理化学的な検査については、公衆衛生センターであるとか、民間の検査センター等に出して、その品質の管理に努めているところでございます。

それから、3つ目に普及充実事業とありますが、先ほど給食物資の供給ということをお申し上げしましたけれども、いわゆる食を通しての教育ということについて、県の教育委員会ですとか、あるいは栄養士会と連携を図りながら物資の供給だけにとどまらず、食育を通して子供たちの成長に期するということも手がけておるところでございます。この3つが私どもの主な事業の概要でございます。

次に、一連の異物混入の経緯と、それぞれにおける私どものとった対応について、口頭で申し上げます。資料はございません。

9月2日に、蘇南中学校、並びに桜ヶ丘小学校でクロバネキノコバエの混入がございました。翌日の3日に、その異物の混入の概要・詳細について、可児市の学校給食センターとその詳細について確認をいたしました。

同時に、中濃保健所がトーノー・ブレッドに立入検査に入りまして、注意事項、あるいは改修場所の指摘がなされたわけです。

そして、1週間後の9月9日に東明小学校、蘇南中学校で同様の事故が発生しまして、とりわけ東明小学校におきましては、数で約100個のパンにクロバネキノコバエの付着があったということです。

県の学校給食会として、9月10日の日に当会の職員2名をトーノー・ブレッドに立入調査へ向かわせました。中濃保健所の担当者とともに入りまして、9月3日の立ち入りのときに指導なされていたことがきちっとできているのかどうか等の確認を行いました。

その指摘の中身は、網戸を細かいものに交換することとか、換気扇のすき間がございますので、そのすき間を塞ぐこととか、網戸のすき間のところにコーキングのようなものをして、そのすき間を埋めるなどを確認したわけでございます。

この9月9日で2回目の異物混入ということになりましたので、可児市の学校給食センターからも要請がございまして、次回、9月30日にレーズンパンの搬入が計画されているが、トーノー・ブレッドからの供給をやめてほしいという要請を受けまして、私どもも組合と相談をしてトーノー・ブレッドをとめて、パンのほうは多治見の笠原にございます東濃炊飯という委託工場にかえた経緯がございまして。

9月30日に、トーノー・ブレッドから改善の報告書が私どもに届きました。その改善の中身は、先ほども少し申し上げましたけれども、網戸の網目の一番細かいものに全ての網戸を交換すること、換気扇のすき間を塞ぐために、建物の中側から細かい網目の網戸にかえたこと、それから出入り口にどうしてもすき間ができますので、そのすき間を埋めるためにスポンジのようなものですき間を埋める、あるいは戸の上側にはゴム板を張りまして、やはりすき間を埋めるなどの改善がなされたことを確認いたしました。

大型扇風機を購入しまして、入り口に中から外へ向かって強い風を吹かせることで、外から中への虫の混入を防ぐ扇風機を導入いたしました。

また、U字溝を埋めて、U字溝の排水が外へ出るところにも網を設けまして、外からの侵入を防ぐなどの改善を確認することができたわけでございます。

それから、先ほど委員長様からもお話がございましたように、10月1日には、旭小学校で御飯の中にクモ1匹の混入がございました。10月3日には、蘇南中学で黒糖食パンに糸くずの付着がございました。

どちらも東濃の保健所が立入調査に入りました。クモの混入につきましては、どこで入ったのかということを確認するには至りませんでした。

10月3日の蘇南中の黒糖パンの糸くずは、パンを焼くときに当然熱があつて熱いものですから、職員は手袋をはめてパンを扱うわけなんです、どうもその手袋の糸くずがそのパンに付着したまま出荷をしてしまったという見立てでございます。

ちょっと話がまた少しもとへ戻ってしまいましたが、9月30日、先ほどトーノー・ブレッドが改善の報告を文書で上げたわけなんです、私たちは9月30日の日に写真で確認するとと

もに、翌日10月1日に、これもやはり保健所とともに本会の職員がトーノー・ブレッドに向きまし、改善箇所の確認を行いました。

あと9月30日、県学校給食会理事長名で県内の委託工場、パン工場17社、麺工場10社、御飯の工場7社に対しまして、理事長名で今回の一連の異物混入を受けて注意の喚起文を発出するとともに、チェック表を添付しまして、そのチェック表に基づいてもう一度改めて点検の見直し、やり直しの指示をいたしました。これは文書だけによるものですので、見届けが大事だと思っておりますので、文書を発出してこれで2週間がたちましたので、これからのことになるんですが、うちの職員で全ての工場に立入調査をして、その文書での点検チェックが実際になされているのかどうかということ、現地に出向いて確認をする予定でございます。

さらに、トーノー・ブレッドにつきましては、重なる異物混入だということを受けまして、私どもの点検、それから保健所の立ち入りに加えて、日本パン技術研究所、これは民間の検査機関なんですけれども、名前のおりパンを扱う専門といいますか、そこを非常に得意とする民間の検査機関を、この10月の末にその検査機関を入れまして、二重にも三重にもトーノー・ブレッドがこれで営業再開ができるんだという確認を私どもとともにしていきたいというふうに思っているわけでございます。以上でございます。

○委員長（天羽良明君） ありがとうございます。

それでは、参考人の方に対する質疑を行います。

まず、事前に委員から出された質疑がありますので、今の説明に多少重複する部分もあるかもわかりませんが、委員から順次質問をいただき、参考人より答弁を得たいと思います。

質疑を、そうしたら出口委員、お願いします。

○委員（出口忠雄君） 本日は、参考人に御出席いただき、ありがとうございました。

学校の給食というのは、児童にとりましても大変楽しい食事だと思います。

日々、当然供給する立場の皆さん方を含めて、安全に、また安心できるような食材などを選びながら給食事業に当たっておられると思うんですけど、そのような中で、今般、異物混入という事態が起きまして、大変残念だなと思っておりますけど、今後、今回のことを教訓として、安心・安全である食事の提供をお願いいたしたいと思っております。

その上で、私のほうから2点ほど、ちょっと質問をさせていただきますので、よろしくお願いします。

まず1つ目に、可児市の学校給食に係るパン、米飯、麺などの加工委託先について、その種類、業者数、登録方法、またどこの学校にどの業者が納入するのかの指定方法はどのようになされておるか、御説明いただきたいと思います。お願いします。

○公益財団法人岐阜県学校給食会事務局次長（青木栄憲君） 現在、パン工場、それから米飯工場については、契約先が岐阜県学校給食パン米飯協同組合というふうになっております。その組合員の中には、会員が、パン工場が17工場、米飯工場が6工場、現在そういう状態でございます。

それから、麵の工場ですが、麵は、私どもはソフトスパゲッティ式麵とうどんを取り扱っております。ここは、岐阜県製麵協同組合というところと契約になっておりまして、会員数10工場でございます。

登録等指定につきましては、年1回、基本物資加工委託委員会というものを開催しまして、その中で決めております。

メンバーは、市町村教育委員会の教育長の代表者、学校長の代表者、県の生活衛生課の代表者、県のPTA連合会の代表者、それから委託工場、それぞれ代表者10名で加工委託工場の指定・選定を行っております。以上が内容でございます。

○委員長（天羽良明君） 1番の関連質問がございましたら。

○副委員長（山口正博君） 今の関連でございますが、指定とか、その選定をするときの基準というものは、何か具体的なものがありますでしょうか。

○公益財団法人岐阜県学校給食会事務局次長（青木栄憲君） ただいまこちらのほうには持ってきておりませんが、選定基準を設けております。委員会規程と、それから選定基準、その基準を設けて、その中で合致しておるかということで委員会に諮って決めております。

ただ、現在は、この工場が十年来変わっておりません。工場数は減ってはきておりますが、差しかえになったということはありません。減ってきておるだけでございます。

○副委員長（山口正博君） その中で毎年やってみえるということなんですが、今回クロバネキノコバエがかなり小さなハエということで、すき間から従来の網戸ではくぐってしまう、また換気扇とか、そういうもののすき間から入るということで、それを施されたと先ほど説明がありましたが、そういうようなところも当然チェックといたしますか、基準があってやってみえたんでしょうか。

○公益財団法人岐阜県学校給食会事務局次長（青木栄憲君） 基準の中には、網戸という基準だけでございました。

したがって、今回のような虫の想定はなされておりましたが、注意喚起の中には、窓を閉めて仕事をするということは話はさせていただいております。ですから、窓をあけて、網戸のままというのは夏場の暑い時期で、気が抜けた部分があって、あけたというような状況はあったかもわからない状況でございます。

○委員（川上文浩君） 指定委員会でしたね、この方々は、現場は当然確認されていますよね。

○公益財団法人岐阜県学校給食会事務局次長（青木栄憲君） 委員の方については、現場は確認されておられません。私どものほうが確認をしたものを資料としてお渡しをさせていただいて、委員会にかけさせていただいております。

○委員（川上文浩君） ということは、委員の方々は現場に行かずに、その事務局から出された資料をもとに選定をしているということですか。

○公益財団法人岐阜県学校給食会事務局次長（青木栄憲君） はい、そのように受け取っていただいております。

○委員長（天羽良明君） ほかに質疑は。

[挙手する者なし]

それでは、続いて2つ目の質問、出口委員をお願いします。

○委員（出口忠雄君） 2つ目の質問なんですけど、委託先工場から学校等に直接配送している場合、委託先工場の品質管理であるとか、安全性については、どのようにチェックされているのか、御説明をお願いします。

○公益財団法人岐阜県学校給食会事務局次長（青木栄憲君） 御質問いただいた件でございますが、現在、年1回、工場のほうへ立ち入りをしております。このときは、それぞれの地域の保健所にでき得る限り同行をいただいて、指導・調査をしております。

それから、品質でございますが、年3回、これは岐阜県と共同ということで行っておりますが、パンの抜き取り検査を行っております。

それと、米飯については、飯量の抜き取りと、それから理化学検査、細菌検査等について、これは先ほど私どもの役員のほうからも御説明ございましたが、公衆衛生検査センターのほうへ出して検査をしております。

それから、麺につきましても同様に、年に1回抜き取りをしまして、同じように公衆衛生検査センターのほうへ出して検査をいたしております。

品質についてはそういうことでございますが、そのほかに原材料の段階で、米とか小麦とかの検査は随時行っております。これは外部機関へ出したもので行っております。

○委員（川上文浩君） 小麦粉とか米を納品されるということですが、この納品は、大体どれぐらいの頻度で納品されて、その工場にどれぐらいの期間ストックされるものなんでしょう。

○公益財団法人岐阜県学校給食会事務局次長（青木栄憲君） 小麦粉については、1カ月分を前月の末日までにお届けをいたしております。製造から半月ほどたった製品が届いておるかと思っております。

米につきましても、週1回程度、これは10日に1回になる可能性もありますが、原材料がそれぞれの炊飯工場に届いておるようです。

○委員（川上文浩君） 保管するのは工場で保管するわけですが、その保管に対する基準はありますか。

○公益財団法人岐阜県学校給食会事務局次長（青木栄憲君） 先ほどの選定基準の中に盛り込んでございますが、規模と衛生管理ということで盛り込んでございますが、ただ、それぞれの工場によって違いますが、低温倉庫ということではございません。指定はしていませんが、クーラーをつけたような状態のところもございます。

○委員長（天羽良明君） ほかに関連質問。

○委員（山根一男君） 先ほど、年二、三回程度の抜き取り検査というふうに聞いたと思うんですが、それはどういう形でやられるのか、そのような頻度でよろしいのでしょうか、パンの種類もいろいろとあると思うんですが、

○公益財団法人岐阜県学校給食会事務局次長（青木栄憲君） パンについては、指定日を決め

まして、それは工場には知らせてはございませんが、一応、6月と10月と2月ぐらいに学校で抜き取っていただいて、それを私のほうへ送っていただいて、それを検査いたしております。したがって、工場のほうは、その日に抜き取られたということは御存じではないと思っております。

○委員（山根一男君） それは、納入先の単一の学校を指定して、そこから送ってもらうというような手はずなんでしょうかね。

○公益財団法人岐阜県学校給食会事務局次長（青木栄憲君） それぞれの工場と学校が結びついております。どどこ学校はこの工場が納めますということになっておりますので、工場が受け持っている学校のいずれかの学校で、こちらから指定してお願いをさせていただいて、そこでとっていただいております。

○委員長（天羽良明君） ほかにこの質問についてはよかったですか。

〔挙手する者なし〕

続いて、3番目をお願いします。

○委員（山根一男君） 今回の、虫を除去して喫食という可児市学校給食センター所長の判断につきましては、その一因としまして、7月の学校給食センター協議会において、クロバネキノコバエの話が出ていたことが上げられています。その時点で、防止策等についての指導などについて対応はされていないのでしょうか。

○公益財団法人岐阜県学校給食会事務局次長（青木栄憲君） 今、お話をいただきましたセンター研究協議会でございますが、私どもで事務局を承っております。

これは、県下全域で行われる会議等について事務局ということで、地域で行って見えますセンター研究協議会には私どもは出ておりませんということと、それから報告が上がっておりません関係で、ここで出たことについて、私ども聞き及びしておらない状態で行いました。

○委員長（天羽良明君） 関連はよかったですか。

会のほうとしては、このハエが大発生しているという情報は持っていなかったということでしょうか。

○公益財団法人岐阜県学校給食会事務局次長（青木栄憲君） 一部給食センターで、こういう状況が出ておるということは聞き及んでおりましたが、これだけの広範囲に出ているということは存じ上げておりませんでした。

○委員長（天羽良明君） 関連のほうはよかったですか。

〔挙手する者なし〕

続いて、4番目をお願いします。

○委員（山根一男君） 先ほどとも多少重複しますが、委託工場の品質管理等のレベルにつきまして、一定のレベルが、均衡がとれているのかどうかということと、今回、可児市が非常にクローズアップされてしまいましたけど、他市の異物混入の状況等につきましては、把握していたり、記録されていたりするのでしょうか。お願いします。

○公益財団法人岐阜県学校給食会事務局次長（青木栄憲君） 品質の均一化ということにつきましては、委託工場の組合であるパン米飯協同組合が、年1回、大手製粉メーカーの研究室で講習会を開いて、パンの品質というか、自分たちの製造について勉強会を行っております。

また、総会においてそれぞれの意見交換がなされて、難しい部分については研究課題というふうなことになっております。そういうふうで、それぞれのパン工場においてではなくて、組合としておやりになってみえることはございます。

それから、他市で異物混入、虫の混入等があるかという質問については、皆無とは言えません。したがって、その都度、私どものほうで立ち入りをしたり、指導を行っております。ただ、今回の大量の混入というのは初めての経験でございました。

○委員（山根一男君） そういうクレームの件数とか、毎年記録はされているんでしょうかね。

○公益財団法人岐阜県学校給食会事務局次長（青木栄憲君） 2番目でしたでしょうか、衛生管理講習会を開くというような話をさせていただいた経緯がございますが、その会議の中で、全工場が出席しております。そこで、何月何日にこういう事例がありましたということで、年間2桁と申しますか、10台でございますけど、それぐらいの報告をさせていただいております。これは、私のほうに全て上がってきたものについてでございます。軽微なことについて、それぞれの学校とか、給食センターのほうで処理がなされたものについて上がってきていない可能性は十分ございますが、私どもの把握しておる部分については、委託工場に話をしまして、注意喚起をしております。

○委員長（天羽良明君） ほかに、関連質問等ございましたら。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、続いて5番目のほうをお願いします。

○副委員長（山口正博君） それでは、質問させていただきます。

この会の定款がございますが、定款第4条第1項の事業にうたう安全・安定を確保し、学校給食の信頼を保持するために、異物混入対策、事前の発見、除去について、どのように今まで取り組みをなされてきましたでしょうか。

また、その取り組みは、この会が行われている約20億円の経常経費に対し、幾らほどの経費をかけてそういったいろんな研修会とか、そういうものがなされてきたのか。これは金額でも割合でも結構でございますので、お答えください。

○公益財団法人岐阜県学校給食会事務局次長（青木栄憲君） まず安全対策ということでございますが、1番から4番までお話をさせていただいたように、それぞれの会議とか委員会、それから立ち入りについてに行ってきております。これについては、その理化学検査等も含めてでございます。

また、理化学検査の中には、食中毒菌であるような細菌検査、それから残留農薬検査、カドミウムのような重金属検査、食品添加物、それから2年ほど前の事故による放射能検査、こういうものを外部団体に出しまして行っております。

それから、経費の件でございますが、今、20億円程度のということですが、私どものほう

の取扱量がそれだけということですが、物の購入費とか、それから、今のこのパンとか麺の加工賃も除いて、それから職員・役員の給与等を除いたところが5,200万円でございます。そのうちの約1割が検査費という安全対策費、それ以外のものについては、公租公課とか、光熱水量費とか、そういうもので、1割が安全対策費ということになっております。

○副委員長（山口正博君） 今の回答によりますと、先ほどからお話がある検査であったりとか、そういうような費用というふうに分かるとは思いますが、いろいろな業種の中で、やはり今回、トノー・ブレッドさんがこういう数多くのクロバネキノコバエが付着したという件があったんですが、多分全てのところが同じ状況ではないと思いますが、中にもそれに類似したような工場があるのではないかなあというふうに私は考えていまして、当然、いろいろな状況の中で、その事業者が、今のこの学校給食会とか、いろいろな研究所や保健所が指導することもあれば、みずからそういうものを察知してやらないかんとことを思うんですが、そういうような研修会ですね、いろいろな業種によっては年に3回とか4回とかとやるんですが、そういうようなものは行われていないのでしょうか。

○公益財団法人岐阜県学校給食会事務局次長（青木栄憲君） 実際には私のほうでつかんでおりませんが、食品を扱っておりますので、これは保健所のほうの食品協会ですか、そちらのほうの会議には皆さんそれぞれ出席をされておるかと思えます。

また、自主検査ということで、全ての工場を把握しておるわけではございませんが、回った中では、自分とこのパンを検査場へ出して調べておるといふところはございます。

○委員（川上文浩君） ちょっと、端的にお答えください。

平成24年度で結構なんですけれども、各種研修会・講習会の開催とありますけれども、これは何回ぐらい行われていますか。岐阜県学校給食会の事業として行うというふうになってはいますけれども、回数は何回ほど行われていますか。まずはやっているか、やっていないかだけでいいですよ。

○公益財団法人岐阜県学校給食会事務局次長（青木栄憲君） まず、今年1回の講習は1月に行っております。これは衛生講習会でございます。それから、そのほかにパンの組合で行われておる講習会があります。私どもの講習会としてはその2件でございます。

○委員（川上文浩君） 学校給食加工委託工場衛生管理講習会の開催はやられていますか。

○公益財団法人岐阜県学校給食会事務局次長（青木栄憲君） はい、行っております。

○委員（川上文浩君） 年に1回。

○公益財団法人岐阜県学校給食会事務局次長（青木栄憲君） はい、年に1回です。

○委員（川上文浩君） それは学校給食会の主催で行われているんですか。

○公益財団法人岐阜県学校給食会事務局次長（青木栄憲君） 私どもの主催で、全工場が必ず1人以上は出席するというところで行っております。

○委員長（天羽良明君） この5番については、よかったですか。

○委員（山根一男君） ちょっと基本的なことにも係ると思えますけれども、先ほどどれぐらいの経費を割いているかという形ですけれども、私もちょっと理解ができていないところが

あるかもしれません。

先ほどおっしゃったパンの納入業者は17とおっしゃいましたですね。ホームページは19になっているんですけれども、これは逐一変わっていくものなのでしょうか。それとも米飯協同組合に入っているところは、みんな納入業者になっていくのか。

要するに、学校給食会とそれぞれの工場との関係性は、認識がちょっともしずれていけばそう言ってもらいたいんですけれども、私の想像では、総合商社と関連会社みたいな感じで受けとめている部分もありまして、そうであれば、明らかに責任は学校給食会にかなりあると私は思っているんですけれども、それとも、今までの答弁の中では、何かそれぞれ組合のほうでやっていますとか、各工場に委ねているみたいなどころもちょっと感じないではないんですけれども、その辺の関係性のところと、それにさっき10%の520万円を検査費に充てているということですが、それは各工場がやることではなくて、総合的な経費の中でやっているということでしょうかね。

○公益財団法人岐阜県学校給食会事務局次長（青木栄憲君） まず経費のほうでございますが、これは全て私どものほうの検査の経費でございます。

それから、委託工場につきましては、最初に話をさせていただきましたように、年々工場は減っておる状態でございます。したがって、一昨年からことしにかけて1工場減ったとか、ことしになっても1工場、麵のほうで減ったというような経緯がございます。

それから今、組合というお話でございますが、パン米飯協同組合というところで、今回のパンのものについては行っておりますが、実際に、これは昭和52年から学校給食に米飯が導入されてまいりました。当初は、パンが月曜日から金曜日、あるいは土曜日までというような状況の中で、パン工場がパンを納めて給食がなされておりましたんですが、米飯が入ったことによって、まず国の指導の中で、パン工場を優先して米飯工場に携わらせるようにという指導で、それぞれのパン工場が、1工場で炊飯工場をつくることはできませんものですから、何工場か集まって米飯工場の組合というような、それは全てパン工場の組合でございましたので、米飯も含めたパン米飯協同組合というふうにならざるを得ないということでございます。

その中で、2工場は、今回トノー・ブレッドの代替工場としてパンを納めさせていただきました東濃炊飯という話を皆さんにしますと、炊飯という名前がつくのに何でパンをつくっているのというような話になるかと思いますが、その業者が両方、パンも米飯もやっておるといところが2工場ございます。

そういうことで、数の食い違いはそういうところが出たのではないかなというふうに思っておりますが、よろしゅうございますでしょうか。

○委員（山根一男君） 先ほど、ちょっと5番から若干逸脱するかもしれませんが、指定委員会で決めるということですが、それは、そのパン米飯協同組合に入っている工場、会社からしか選ばないのでしょうか。それとも、全く違うところからも選ぶことができるのでしょうか。今のところは、全工場がその米飯協同組合に入っているということですが、

も、この米飯協同組合自体は学校給食以外にもいろんなことをやっているんでしょうかね、その辺の状況を、済みません。

○公益財団法人岐阜県学校給食会事務局次長（青木栄憲君） 米飯については、幼稚園・保育園があるんですが、私どもの範疇ではございませんが、それだけの範囲以内ですので、米飯については給食以外にやっております。パンについては、市販のパンをおやりになってみえるところもございます。それから、麺の場合は、麺協同組合の中の学給部会というところが10工場あって、そのところが市販と学校給食を両立しておやりになってみえます。

その中で、組合員以外のところがやるというふうな話が出てこないかということでございますが、20年、30年前はそういうところもやはりありました。しかし、先ほどもお話をさせていただきましてのように、パン給食が週に1.5回程度になった関係で、参入して、それだけのことができるというふうに判断がないようには思われるということで、お手を挙げられるようなところはございませんし、私どももそれだけのことを把握しておりませんものですから、パン米飯協同組合の組合員の中に、もしおやりになられるということならば入っていただいて、その中で、現在お持ちのところを分けてやるという形になりますので、残ってみえる方が、またそれだけの持ち数が減るといって、悪循環になるということは考えられると思います。

○副委員長（山口正博君） このトーノー・ブレッドさんにおいては、先ほど御説明がありましたほかの市販のパンもつくられているところなのか、それとも給食のみなのか、どちらでしょうか。

○公益財団法人岐阜県学校給食会事務局次長（青木栄憲君） ほんの少しだと聞いておりますが、市販にも納めてみえるというふうに聞いております。工場の夕食とか、残業される方のパンとか、あるいは給食以外で私立の幼稚園とか、そういうところへ納めているということでございます。

○副委員長（山口正博君） もう1点でございますが、先ほどその組合の事業者が減っているということをお聞きしたんですが、やはり安全なものを出すためには、きちっとその会社も運営していかないとだめだと思うんですが、何か減っているという理由というのは、学校給食費がかなり圧縮されているので、そこら辺に無理があるとか、そういうことはないでしょうか。

○公益財団法人岐阜県学校給食会事務局次長（青木栄憲君） その加工工場委員会という会議が、その組合の代表者も入りまして話をなされております。したがって、原材料は私どものほうからお届けしますので、加工賃という形になります。毎年更新をいたしておりますので、その中で、両者が納得して決めた金額でございますので、妥当な金額だというふうに理解はしております。

○委員長（天羽良明君） それでは、最後の事前質問で6番目のほうを、副委員長、お願いします。

○副委員長（山口正博君） 平成8年に、O-157集団食中毒事故を教訓に、翌年の9年に衛

生管理マニュアルを岐阜県教育委員会が作成をいたしまして、平成15年に第1回の学校給食加工委託工場衛生管理講習会が開催されて今日まで来ておりますけれども、これらの取り組みは、今回起こったようなものに当給食会のほうとして生かされてきたのか、それとも何か問題があったのか。何か自己評価的なものをされてみえれば、それをお聞かせ願いたいということと、一連の異物混入防止対策を、今後、先ほどとも重複しますけれども、もう一度何かありましたら、お答えいただきたいと思います。

○公益財団法人岐阜県学校給食会事務局次長（青木栄憲君） まず、今お話にありましたように、講習会については、マニュアルが出た4年後になるんですが、毎年開催をいたしておるということで、その中で、十分とは申しませんが、ある程度の衛生管理についての教育等はさせていただいて、それぞれの業者の意識的には変わっておるかと思えます。

また、手洗い等の施設等についても、1カ所しかないような手洗いが、それぞれのその工程の中に手洗いをつけるとか、そういう部分で改善はなされてきておるものと思いますが、今回の事故を受けまして、私どもが完全であったということは言えないと思います。これは認めざるを得ないことでございます。

したがって、私どものほうは、今回、衛生管理講習会が年1回ということ、それから立ち入りが年1回、全くの検査をするのは年1回ということでございますが、その回数をやや、あるいはほかの講習会の参加を促すというような形で進めていくようには検討をいたしております。まず、当初に話をしましたように、役員が今月中に1回、全工場に入るようにはしております。

それから、外部に委託したものについて検査をしていただくということについては、パンの組合のほうに、全部の工場をやるということではなしに、なしというか、諸経費がたくさんかかります。これは何十万単位という形らしいんですけど、それについては、全ての工場ではなしに年に2工場とか、そういう形で進めていただけるようお願いをしていくつもりでございます。

○委員長（天羽良明君） 副委員長、もう1回聞き直していただけますか。

○副委員長（山口正博君） 本当に重複してしまうんですけど、今後の、あと特別な対策というのは、ほかには。

○公益財団法人岐阜県学校給食会事務局次長（青木栄憲君） 今申し上げましたように、立入調査というのは回数をふやすということはやっていきます。

その中で、先ほどの経費の件が出ましたんですが、その加工賃が妥当であるかというような部分でございますけど、その中で、加工賃を上げてこれだけ施設を設けなさいというのは、それぞれの施設によって、同じ機械を買うにしても1万食をつくっているところと3,000食をつくっているところでは機械の大きさが違いますので、そういう部分については、その加工賃の中から出すということはいたしません、でき得る限り、安全対策でございますので、物をつくる機械というよりは、網戸が目粗いものであるものにかえていただくとか、そういうものは基準にも織り込んでいかなければならないと思っております。

○委員長（天羽良明君） 以上で事前質問は終わりましたので、それに関連する質問でも構いませんし、参考人に対する質疑をお願いいたします。

○委員（出口忠雄君） 今回、虫混入のときにかかなりの数量があったにもかかわらず、安全だという判断のもとに児童に喫食をさせたと。また、仮に喫食中止となった場合に、代替食的なところはどのように考えてみえるか、お考えをお聞かせいただきたいと思います。お願いします。

○公益財団法人岐阜県学校給食会事務局次長（青木栄憲君） まず中止になったということに対して、代替食をとということになります。例えば12時20分ぐらいでございますね、喫食が。その時点で、これは食べられないというような判断をなされたときに、その時間にお届けするという事は難しゅうございます。私どものほうからお届けさせていただく、あるいはパン工場のほうからお届けするというのは、それだけの食数を持っておりませんものですから、それは難しゅうございます。したがって、それぞれの施設で、私どものほうで、あるいはいろんなところで事故が起きたときに使えるようなものを検討して、保管をしておいていただくというような形をとる方法しか考えられないと思います。

というのは、私どもは岐阜市にございます。岐阜市から給食の時間にこういうふう中止になりましたので届けましょうよというときは、届けられない状況にはございますので、あるいはパン工場、麺工場がそれだけの食数を必ず確保しておるということは通常あり得ないというふうな営業活動でございますので、そういうところで余分に持っておって、それを廃棄するということはできませんものから、そういう部分で検討をいただくと。

その中で、長期保存のきくものでございますが、私どものほうも現在検討をしております。お出しできるよう、次年度からは必ず対応ができるような商品を持つようにはいたしております。

○委員（川上文浩君） 今回の件は、同じことが1週間のうちに2回も起こった。保健所までかかわって、こんなお粗末なことをしてということで、非常に我々は驚いているということなんですけれども、その工場の指定の委員会も非常に形骸化しているんであろうなあとというふうに思いますし、現場を確認せずにどうやって工場を指定するのか、本当に教えていただきたいなあとと思うんですけれども、今、岐阜県の学校給食会のあり方自体が問われているような問題なんですよね。

やはり、学校給食の食の安全、それから安定供給を含めた中の、公益性の高い財団として、公益法人をとられているわけなんですけれども、それが実際に機能していなかったという事実、これはもう起こってしまったから仕方ないんですけれども、それによって非常に今波紋を広げているような現状の中で、今後、今細かい部分まで、また多少のなり成りのことはお聞きしたんですけれども、かえって指導が余りにも雑であったために、逆にその指定工場も被害者みたいなものというふうに捉えられるかもしれないんですよね、我々からすると。

どうしてそういった指導というものを、しっかり現場を見て徹底的にやられなかったのかなあとことを思うんですけれども、年1回の現場調査、立入検査だけでは、これからは

やはり学校給食の安全を守るために、これだけ頻発した異物混入事件に対して何らかの具体的な手はずが要るんであると思いますけれども、具体的にもう少し現場指導の体制ですとか危機管理、それから起こった場合のいろんな部分を、これは学校給食センターがやるのか、岐阜県学校給食会がやるのか、どちらがやるんですか。

○公益財団法人岐阜県学校給食会事務局次長（青木栄憲君） まず委託工場で起こったことについては、学校給食会がやることだというふうに理解はしております。

ただ、緊急を要しますので、今のとめるとか、そういう部分については、やはり現場の方にお問い合わせをしないと、私どもが聞き及んでからでは遅いということがございますので、その辺の対応はお願いをしていかなければならないと思います。

○委員（川上文浩君） そういった点でいくと、当初の質問にもありましたけれども、その7月の学校給食センター協議会において、クロバネキノコバエの話が出ているのを知らなかったというふうに発言されていますけれども、そういったところでは、この学校給食会、物資の流れというものにも書いてありますけれども、学校と学校給食センターとの連携を重視されているというふうには推察できるわけですが、連携がとれていなかったということですか。

○公益財団法人岐阜県学校給食会事務局次長（青木栄憲君） 今回の学校給食センター研究協議会においてそういう話があったということについては、先ほども申し上げましたように、聞き及んでいなかったということですが、その部分の連携ということについて密になっていなかったことは認めざるを得ませんが、それが会議録に載っておったとか、そういううわさがありましたということが上がってくる、そういうパイプというのが細かったということは認めざるを得ません。

○委員（川上文浩君） 認めていただいて、あれなんですけれども、今後じゃあどうされるんですかということをお聞きしたいんですよ。

やはりそのパンなんかもそうですけれども、パンなんかは、たしかにこれ、なかなか業者さんが廃業していくばかりで大変だなあと。でも、パン食は出してあげたいなあという思いはありますよね。でも、続けるためには、その指定工場なり指定業者というものは、やはりしっかりと学校給食会が管理しないとだめなんですよ。

1週間に2回も異物混入があったということは、工場も当然ですけれども、保健所も含めて立入検査をされているわけですよ、学校給食会も行かれたんですよ。

また、以前よりもたかさんのハエが混入してしまったというこの事実というのは、普通民間企業だったら考えられないんですね。民間企業だったら、これ本当に潰れますよ、一気に潰れます。

ただ、今のトーノー・ブレッドさんというものは、いろんな意味で改善して残ってってもらわないかなあというふうに思うんですけれども、その総責任者というか、普通は会社の社長ですけど、ここで言うと、やはり岐阜県学校給食会のトップなんですよ。

やはりそういうところをどのように考えられて、やはり早く手だてをしていかないと学校

給食は今とまっているわけじゃない、今も動いている。その中で、本来JAからの関係が強いというふうには聞いておりますけれども、そういった中から、はっきり申し上げて伝票を通していただけではだめなんで、やはりしっかりとした指導・監督、これを徹底的にやらしてもらわないと、岐阜にずうっといて座ってもらってもはっきり言って困ります。

やはり食の安全、学校給食の安全というものを、本来、県の職員といたら失礼ですけど、幹部もこの中に入っているわけですから、しっかりと管理していくという使命と責任があるわけですが、今後、それをきょうの事前質問の中の答弁だけでは感じられない部分があるんですが、もう少し、より具体的に、今後こういったことが起こらないような施策というものを、紙面をもって提出していただきたいなあとというふうに思うんですけど、そういうのが全て整うのはいつごろですか。

○公益財団法人岐阜県学校給食会事務局次長（青木栄憲君） お話しいただいた件について、期限を切ってというところについては、今申し上げることができない状態でございます。

ただ、現在トノー・ブレッドにおきましては、市販も含めて製造をストップさせております。完全に、トノー・ブレッドは9月3日からは営業をいたしておりません。その中で、改善を求めています。したがって、今後もこういうことがあるならば、そういう方法をとらざるを得ないというふうな理解はしております。

当然、工場の中には従業員の家族もございます。その中で、全くつくらせない、仕事をさせないということは大変な状況だと思います。したがって、そういう措置に対して応えてくれるものだろうというふうに理解はしております。

○委員（川上文浩君） ちょっと、反対にとられても困るんですけど、本来は工場側も被害者じゃないかなというふうに私は思っているだけです。もう少ししっかりとした指導をしていくべきだろうというふうに思いますし、民間の会社であれば、もっと厳しい指導が保健所から来るわけですから、そういった意味でいくと、やはり推測でしかありませんけれども、生ぬるかったんじゃないかなというふうに思いますし、その工場の指定委員会が責任を持って指定しているわけですから、ここの責任もしっかりと追及するというか、その責任のとり方といいますか、指定委員会が指定した工場での事故で、これに対して今改善を求めていくということは、この指定委員会はどういう位置づけになるのかということが非常に不安になってきますので、もっともっとスピード感を持って、起こらないようにしっかりとした指導と危機管理体制をとるということが非常に大切なんではないかというふうに思いますので、極力早くそういったマニュアル等を整備して、提出していただきたいというふうには思います。以上です。

○公益財団法人岐阜県学校給食会理事長（岩本修治君） 今後の防止対策のことについて再三御質問があったわけでございますけれども、次長がおおむね答えたとおりでございますが、先ほど来、年1回の衛生講習会をやっているとか、8月に1度、現地の立入調査をやっているというお話がございました。

衛生管理講習会は、もちろんこのテーブルの上でやる研修会でございます。一定の知識や

理解を勉強してもらうのには、それなりの効果があると踏まえているわけなんですけど、8月の立ち入りも工場が夏休みのことですので、とまっている状態での立ち入りということになりますので、十分に目が行き届いていたのかと言われると、必ずしもそうでなかった部分があるかと反省をしているところでございます。

先ほどの話と重なりますけれども、我々職員が現地に何度も足を運んで、もちろん保健所の目線というのは当然参考にするわけなんですけれども、私どもももっと現地に入って、現場での直接指導の精度を高めるということにしていきたいと思えます。

例えば、今回一つの例を申し上げますと、清掃をしっかりとしなさいという保健所の指導がございました。我々が行ったときに、じゃあどうやって清掃をしているのかということその場でやっていただいたら、下から掃除をするんですね、そして、だんだん上をやっておりました。いやあ、それは反対でしょうと。先に下をやって後から上をやれば、下を掃いたところからまた上からということになりますので、例えばその清掃のやり方一つとっても、清掃を徹底するというところで終わってしまわずに、どのように清掃するのか。

例えば、こういったものをちょっと上げると、その机の脚の下に小さな虫が現認されるというようなこともあります。ですから、どういう順序で、どのようにやるのかという掃除の具体的なやり方を、その場でやってもらって直接指導する。これは一つの例でございますけれども、そういうようなことを繰り返して、机上の研修だけにとどまらず、現場で事があつたらそれから動くということではなくて、チェック表をもう少しきめの細かいものにして、直接指導を充実させてまいりたいと、こう思っております。

○委員（川上文浩君） ありがとうございます。

やはり直接指導をしてほしいなあとと思うのと、やはり今回の一番大きな原因は、2日の日に出て、また9日に出たということなんですよね。普通の民間企業は、全部それはロットごと改修して、そういうのが出た場合には工場を閉鎖しますよね、改変されるまで。それでも、見切り発車しちゃったんですよね。学校給食会も行かれて、保健所も行っているのに見切り発車して、また同じことをやってしまったということの繰り返しをなされないでいただきたいというだけのことで、そこはやはり自分たちで自浄する意思と能力がないとこれはできませんので、改善していくという部分は。それを、やっぱり学校給食会は強い意思を持てば工場も変わっていくでしょう。コンプライアンスも上がってきますし、ISOも取れるような工場になってくるかもしれない。

そういう意味で、学校給食会側は工場も育てるということをしないとだめなんです。伝票だけ通して納品させると。それに対して、お金をやっているんだからいいんじゃないかというような感覚でやっているのと、こういうことは繰り返されます。ですから、学校給食会の組織自体の考え方を考えていただきたいというふうに思います。

○委員（山根一男君） 先ほど理事長からおわびの言葉をお聞きしましたがけれども、謝罪につきましてどのように考えておられるのか。

要するに、9月2日の時点で、パン製造工場の代表者が学校給食センターにおわびに来た

というふうに書いてあります。要するに、おわびしろということよりも責任感をどこまで感じているかなんですね、教育長とか市長に。

可児市としては対応が悪かったことも確かにありますけれども、もともと混入していなければこんなことで全国に汚名をまくことはなかったんですけれども、非常に迷惑しているわけですね。

いろいろと学習することはたくさんありますけれども、その中で今初めてなんだろうかと、それとも例えばホームページ上でそういったことがあったということも書かれていませんし、そういう責任をどこまで感じているか。マスコミの追及も実は余りないですね、正直言って、学校給食会に対して。それで、のうのうとやっていけるというふうに感じておられるのかどうか、ちょっとお答えいただきたいと思うんですけど。

○公益財団法人岐阜県学校給食会理事長（岩本修治君） 具体的な謝罪の場を改めて設定をして、そういうことを行ったということはございませんでした。

その異物混入のことが起こった時点で、9月3日には給食センターと学校給食会での電話のやりとりで終わってしまいました。

2回目の、9月9日の起こった後、その翌日の10日に職員が2人出向きまして、工場の立ち入りとともに可児市の学校給食センターにお寄りをして謝罪をいたしました。可児市の教育委員会、あるいは可児市に対しては、そのときには行うことができませんでした。

あと、ちょっと私のメモに日にちがないのでいけませんが、9月の中旬過ぎだったと思いますが、理事長である私と次長が可児市の教育委員会に出向きまして、可児市の教育長に対しておわびをしたところでございます。

謝罪の具体につきましては、以上でございます。

○委員（山根一男君） 本当に力関係といたしますか、要は学校給食センターでもしそういうことがあったとしても、ほかにかえることができないというふうに認識しているわけです。

例えば、民間で考えれば敷島製パンとか山崎製パンとか、そこらじゅうにあるわけですが、そういうことは多分できないんですよ。できないがために競争原理が働かず、かつ品質もそのレベルにはとても達しない。

私は、山崎製パンなんか1回見たことがありますけど、やっておられるのかもしれないですけど、本当に時間単位で常にロットごとの検査なんかもされていますし、記録も残っているというふうに聞いているんですけども、そのあたりの緊張感が本当に欠けているんじゃないかなと思っています。

ぜひ今後、さっき議長からもかなり厳しい指摘がありましたけれども、本当に指導力といいますか、そうでないと学校給食会の意味が、あるいはそれが害になって、それがあつたためにほかからは調達できないというような、競争原理が働かないというようなことになりはしないか、それが一番心配なんですけれども、それはないというふうに言っただけですらなかね。

○公益財団法人岐阜県学校給食会理事長（岩本修治君） 申しわけありません、もう一度お願

いたします。

○委員（山根一男君） 要するに、学校給食会が指定した工場でないとパンは納入できない。それが可児市側からもしここはやめてほかに切りかえるということができれば、それはそれで競争原理が働くんですけども、そうでないのであれば、もう一つの権益団体だと私は認識しているわけです。

検査にしましても、非常にずさんという形になりますし、パン工場を御嵩から多治見にかえたら、またそちらでも何か入っていたということもありましたので、結果的には、どこも本当に品質がなっていないじゃないかというような見方になってしまわざるを得ないんですけども、それは業界団体としてそれを牛耳っているのが岐阜県学校給食会だという考え方からすると、そこで逆にもう一つの低いレベルで終わってしまっているような、消費者の競争原理が働いていないんじゃないかなという見方をしてしまうんですけども、それはそんなことはないでしょうか。

○公益財団法人岐阜県学校給食会理事長（岩本修治君） 今の私どもの組織の中で切磋琢磨しながら、精いっぱいやらせていただいております。

○委員長（天羽良明君） よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

副委員長、じゃあ最後にまとめていただいております。

○副委員長（山口正博君） 本市も、その学校給食センター、学校給食について異物混入があった場合のマニュアルというのがありまして、それに沿ってやったということを伺っておるんですけども、学校給食会のほうも各岐阜県内の市町村の学校へ米飯とパンと麺と供給してみえるわけなんですけど、そういった異物混入があったときのマニュアルというものが、こういうふうにしてくださいよというのがありますか、どうですかということと、もしなければ、今後そういうものをつくって、各市町村に応じて取り扱いが違ってくる場合もありますし、10月3日に糸くずが一つ入っていたことによって、パンを全て食べさせなかったという事実がありますので、そのようなことは各市町村に対して統一しておく必要があると思うんですけども、そのあたりのお考えをお聞かせ願えませんでしょうか。

○公益財団法人岐阜県学校給食会事務局次長（青木栄憲君） まず、このマニュアルについて、事故の起こった対応については岐阜県から出ておるやに聞いております。その文書も私のほうが頂戴しておりますが、私ども宛てではなしに、皆様方のところ宛てに出たものでございます。それと重複するという形になります。したがって、それに従った内容で進めていくつもりでおります。

○委員（林 則夫君） 参考人にせっかく御足労いただきましたので、1つお尋ねをいたしますが、学校給食に対する米とか麦、これは全部国産品でしょうか、それとも輸入品があれば生産国をちょっと参考までに教えていただきたいと思います。

○公益財団法人岐阜県学校給食会事務局次長（青木栄憲君） まず米については、全て岐阜県産でございます。ただ、その中に入れております強化米というビタミン強化のものがああります。これは、島根県、広島県、そちらのほうの、本当に0.3%入れるわけなんですけど、全て

国内というのは間違いありません。100%近い部分が岐阜県産のものでございます。

それから、小麦につきましては、まずパンにつきましては、半分が岐阜県産の農林61号でございまして、それから、半分がカナダの1CWと、それからダーク・ノーザン・スプリングというアメリカの粉がブレンドされておりました、この比率については製粉大手の、部外秘ということになっておりますので、その2種類については半分は入っておるということは間違いありませんが、そういう状況でございまして。

それから、うどんについては、岐阜県産の農林61号100%という形です。

○委員（可児慶志君） 希望・要望をちょっと申し上げたいと思いますが、学校給食会の方は、我々市側からしますと、メーカーと同じ認識で供給してもらっているわけなんです。その辺がどうもお話を聞いていると、認識の仕方がちょっとずれているように思います。

私たちは直接メーカーに、市のほうが直接学校給食会を通してありますから、物を言うわけにはいかないんで、本来は全部、全てが学校給食会のほうが受けていただかなきゃいけないわけなんです。

先ほどの次長さんのお話の一例をいえば、事故が起きたときに、うちには在庫を持っていないから対応できませんというのは他人事になっているんですね、そういうところが一つ問題があります。

メーカーに対応させろというようないかにも認識、あるいは市町村で保存しておけという認識、これがちょっとおかしい。完全に学校給食会のほうから入っているわけですから、対応してもらわないといけません。

それから、先ほど副委員長が聞きましたマニュアルの問題、県が出されたもののような、これはまた他人事になっているんですね。御存じないわけでしょう、もう既にそのことを。そのこと自体、本当に、非常に私は今話を総合的に聞いていまして、我々供給を受ける側としては、非常に不本意な思いをして最後まで聞きました。

この辺の認識をしっかりと改めてもらうことが非常に重要なことです。議長がずうっと話をしてきたことも、そこに全て尽きると思います。その認識を根底から変えていかないと、一つ一つの手段を講じて、後追いのことばかりになってしまいます。そのところをよく認識をしていただいて、メーカーであると、自分たちは供給者である、全責任をとるんだ、全てのこと。その認識にのっとって、もう一度体制の作り直し、建て直しをぜひしていただきたいと思っております。その約束をしていただけますでしょうか。

○公益財団法人岐阜県学校給食会理事長（岩本修治君） 本日、この委員会にて委員の先生方から御指摘いただきましたことを肝に銘じまして、一層気を引き締めて、再発防止はもちろん、本当の意味で安心で安全で、子供たちに喜んでもらえる給食物資の供給に全力で努めてまいります。

○委員長（天羽良明君） ありがとうございます。

それでは、参考人の方に対する質疑をこれで終了いたします。

参考人の方におかれましては、本件に関する説明並びに委員の質疑に御回答をいただき、

ありがとうございます。

本委員会といたしましては、本日お聞きした御意見等を参考に、今後も学校給食の安全について十分な議論をしていきたいと思っております。

本日はありがとうございました。御退席いただいても結構です。

ここで暫時休憩をとります。

休憩 午後 4 時 48 分

再開 午後 4 時 49 分

○委員長（天羽良明君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

大変お疲れのところ、もうしばらく委員会を開きたいと思っております。

今後の対応について、皆さんから意見をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○委員（川上文浩君） やはり、これはあつてはならんですけども、基本的に学校給食センターの中でも、葉物野菜を使えば青虫がついて取り切れないということもありますし、根菜を使えば土がまざっている、あつてはならんけどあるんですね、可能性的には。それを徹底的にやれという、これは相当な経費とあれがかかってくるものですから、そういったものを細かくマニュアル化して、考えると。

ただ、今は8,500人の子供たちが、まずは給食の時間にみんなでチェックをするわけですから、本来問題にならないあくがあつたりだとか、そのちょっとしたニンジンのひげみたいなものがあつたとしても大騒動になるわけですけども、これはもう仕方がないことなので、しばらくはこういうことが続くだろうなあというふうに思いますが、そういったところで、新聞なんかの論調も若干変わってきていますけれども、やはりそういったところでどうしていくのかということ、これは多分、可児市のだけの問題でなくて、全国北海道から沖縄まで学校給食が抱える問題だというふうに思っています。

糸くず一本で全て廃棄してしまうのか、それともどうなのかということ、どうつくっていくかということは慎重な対応が求められるので、まずはやはり異物混入したときのマニュアルをしっかりと精査してもらって早急に提出していただくということと、先ほど私もお願いしましたけど、学校給食会が指定工場に対する改善ですとか、そういった起きたときのマニュアルの整備の期限は申せませんみたいなことを言っていましたけど、それは強く教育委員会からも、県の教育委員会に向けても、それは強く求めていってもらわないと、多分、これは臆測ですけど、指定委員会のトップというか、県の教育長、入っているんじゃないんですかね。これはわかりませんが、教育者の代表になっていましたので、であれば非常に県の責任は重いと思っておりますので、そういうところも含めてやっていただきたいなあというふうに思うんです。

ただ、安易にこういう場合は全部廃棄しろとか、そういうところまできているんじゃないなあというふうには思うので、そこを委員会でも調査しながら議論を進めていくほう

に、慎重なかじ取りをしたほうがいいのかというふうにはちょっと今思っていますけれども、皆さんの御意見をいただければというふうに思います。

○委員（山根一男君） 議長がおっしゃるように、本当に食育の根本的な問題になってきておりまして、いろんな論調がありますけれども、教育委員会として一本筋を通してほしいなと思います。

私の見方では、東明小学校に入った100個のときがとにかく最悪であったと。それ以外のことの対応の仕方はやはり考えていく必要がありますし、今、何かもう職員室に顕微鏡を持ち込んで、子供らが持ってきたら全部見ているという話ですけど、何か入ったらもうすぐだめなんだというふう子供らが思ってしまうと、それはそれで長い人生の中で、そんなことでいいのかという話にもなりますし、かつ商業ベースで考えた場合、あるいは学校給食で考えた場合、個人の食生活で考えた場合、それぞれ見方が違ってくると、それは当然だと思いますので、そんな中で、どのようにそれを子供たちに教えていくのかという課題が非常に今残っていると思うんですね。

ですので、もちろん起きたことや、その工場の対処とかにはしっかりしていきながら、子供らの気持ちがいまどうなっているかというところをしっかりと見据えながら、それでいいのかどうかということも含めて、食育をさらに、これを一つの題材として勉強をしていくというのも必要だと思いますけれども、その辺の御見解はいかがでしょう。

○教育委員会事務局長（高木美和君） 今、いろいろ御意見をいただきまして、現在マニュアルをつくり直すときに当たって、その前の段階、今も給食は続いているものですから、その関係で、学校のほうには、その異物が児童・生徒の健康・安全に危険と思われるものかどうかをまず確認すること、それから児童・生徒が精神的に嫌悪感を抱くようなものであったかどうかということ。それからもう一方、そのほかに生産者やつくる人に感謝する気持ちを食育として考えるときに、この食べ物を捨ててしまってもいいのかどうかということ、本当に良識ある判断、冷静な判断をしていただくということをお願いしているところでございます。

そういった中で、食育の話が出ましたけれども、今学校給食センターの栄養士等が各学校へ順番に回りまして、食育教育をやっていることがございます。そういった中に今回のものも含めまして、順次また食育という範疇の中で、生徒・児童と話をさせていただきたいということを考えているところでございます。以上でございます。

○副委員長（山口正博君） 食育というよりも、私は根本的な道德だというふうに思います。

例えて、伊勢である研修を受けたときには、食事をする前に、天地恵みの一切と、これをつくっていただいた人々に感謝していただきますという研修を受けたことが過去にあります。そういった本当に食べ物の大切さというものを、学校教育の中できちっと教育していくということが私は必要かなあと。そうすれば、学校給食センターの所長がおっしゃったように、本当に毒性もないし、撤去すれば食べられると私も思うんですけども、やはり世の中の今の風潮ですね。この前も申し上げましたけれども、消費期限が切れただけで一切今の子供た

ちは食べない。私たちはもう食べますけれども、そういった子供の意識改革ですね。それをしていかないと、やはりこの問題は解決していかないかなあというふうに思いますので、そのあたりも、日本一の教育を目指す市ですので、そういった教育もしっかりと今後検討をしながら行っていただきたいなあというふうに思います。

○委員（山根一男君） 単純な質問ですけども、先ほど私、話ししていて多分できないだろうと思ったんですけど、学校給食センターとして、こういうのはお支払いするのは学校給食会に対してですよ。もし、そこがまずい場合に、学校給食会以外のところから何かを仕入れるということができるのかできないのか、どうなんですか。

○学校給食センター所長（渡辺哲雄君） 先ほどから説明がありますように、主食、ほかには冷凍食品の一部がありますが、そういう大きなものについては学校給食会を通して購入して、学校給食会へ支払いをしております。

それを一般的な工場とか、そういうところに委託を変えるということは、今の状況ではなかなか難しいかなというふうに考えております。以上です。

○委員（山根一男君） 岐阜県の農業を守るとかという、いろんな意味からもそうなっているのかもしれませんが、もし民間の営業が、例えばパン屋さんがそういうことであれば、これだけのロットぐらいできますよというふうに営業が来た場合、それはやっぱり不可能ですね、今の現状では。

○教育委員会事務局長（高木美和君） 食の部分で、米とか小麦で補助金が入っている部門がございまして、それを考えますと、別に変えたときについてはその食の分が大変高くなってしまうということも考えられますので、なかなか難しいんじゃないかなということを考えております。

○委員（山根一男君） もう1点、最終的な判断のマニュアルが、今学校給食センター長になっているんでしょうかね。結果的にそのタイムラグがあるので判断が難しいという状況があったと思います。

2回目の9月9日のときは、結果的に栄養士の文言に従って、学校側はそれをそのまま採用したということになると思うんですけども、これはやはり現場の学校長に権限を持たせるべきではないんでしょうかと私は思っているんですけど、その辺はいかがでしょうか。

○教育委員会事務局長（高木美和君） 私どもが今考えておりますのは、学校給食センターの意見を考慮して、最終的には学校長が飲食の可否を決定するという、そういった方向に進めたいということを考えております。

○委員（可児慶志君） これは余りにも流通ルートが複雑過ぎて、結果的に対応が遅くなってしまふ、あるいは甘くなってしまうというふうに今回の事案を見ていますとトータルで感じます。

したがって、今山根委員が言ったように、もう直にメーカーから学校に、取引から全てができるようになれば、そういう被害というのは少なくなっていくわけですが、それはなかなかできないという事情であるならば、例えばやむを得ないかもしれないけど、やむを得ない

ということに甘んじちゃいかんわけで、そのところを改善する努力を最大限やってもらわないと、保護者は絶対に納得しません。その努力までしてください。

もう1つは、材料の調達から子供の口に入るまでの、流通から全てのマニュアルを、メーカーから学校に共通して持っていなきゃだめだと思うんです。それをみんなで協議をして、同一基準で、同一判断ができるようにしないと、その現場現場で一つ一つのことを判断しなきゃいけないようなことは、責任逃れになってしまう可能性がありますので、材料調達から子供の口に入るまでのマニュアルをやっぱりつくるような努力を、恒久的には、すぐにはちよっとかかわる人が多いので大変だと思うんですが、やっぱり子供たちの健康を考えるのであるならば、やっぱり一つのマニュアルづくりをしていくということが絶対必要だというふうに思いますので、努力をしてもらいたいと思います。

○委員（川上文浩君） 学校現場にこれ以上責任を持たせるというのは、僕は余りしたくないとか、しないほうがいいのかなあというふうには思いますので、今、可児委員が言われたように、そういったマニュアルのしっかりとした整備をしていただくということと、ちょっと話は外れますが、給食費の徴収まで学校にやらせているような状況ですので、市町村によっては、今市町村側が、執行部側が責任を持って徴収するような体制をとって、学校の負担を軽減しようというような動きもあるようですので、そういったことも給食に関しては、その納入された後は学校側に責任があるでしょうが、そこまでのところの部分まで学校側に責任を持たせるのは、ちょっと非常に判断も含めて大変になってしまうのかなあというふうに思います。もう少しやはりそういった負担の軽減ということも含めて考えていってもらえるとありがたいなというふうに思います。以上です。

○委員（林 則夫君） 大体、先般も申し上げましたけれども、人類の歴史自体が雑草と病原菌との戦いにあるわけなんで、いつもでたっても、これは根絶することはできんと思うわけなんですよ。

最近、特に若いお母さん方は、オーガニックとか無農薬とかいってこだわっておられるようですけれども、そのもの自体でなかなか食物の生産はできんわけですね。やっぱりその辺もほどほどに考えて、悪い部分は取り去って、そして子供に与えるという親の意識改革、こういうものやっぴいかんといかんと思う。これ、また教育の一環かと思うわけですが、いづれにしても楽しい給食の時間、1日3度の食事の時間を虫探しタイムにだけはさせないようにせんといかんと思うんです。

何かちょっと報道によりますと、マニュアルを県教育委員会でつくってとかいうことを言っておりますけれども、僕は、ぜひこれ可児市で独自のマニュアルをつくってほしいと思うわけなんです。

そんな中央集権的なものでやっていると、またどこかで破綻することがあるもんだから、ぜひその可児市で独自のマニュアルをつくって、そして、その中にはもったいない精神を十分に入れて、お父さん、お母さん、いただきます、ごちそうさまでしたと、この精神を十分に取り入れたマニュアルをつくっていただきたいと、こんなことも考えておるわけなんです。

とにかくできてしまったことを、これ一つの他山の石の将来への糧として、それを踏み台にして、より安全で安心な学校給食ができるように、一丸となって英知を絞っていただきたいというのが僕の考えです。

そのためには、一つでも多くの目で物を見るということが大切であろうかと思しますので、この間はパンに対しては物資選定のあれには入っておらんというようなことでしたけれども、これはぜひパンに対しても見ていただくような形をして、PTAでもそういうところに目を届けるような体制づくりをしていただきたいと、僕はこんなことを考えておりますので、できたらそのような方向づけをしていただきたいと思うわけです。以上です。

○副委員長（山口正博君） いろんな意見も出て、ほぼ方向性は皆さん一緒ですので、執行部のほうもそのマニュアルを今後考えていく、対策をしていくということで、それができ次第、また委員会を開きながら、我々もそこに加わって、執行部と一体になって、これを一つの機に、可児市は安全な学校給食を供給しているんだというふうにしていったらどうでしょうかね。

○委員長（天羽良明君） 今、副委員長からお話がありましたように、教育長を中心として、教育委員会サイドでも、所長のほうでもマニュアルを早急に整備していただいて、説明ができるようになったときには、また委員会のほうに声をかけていただいて、どこまで改善が進んだからというお話を逐次いただきたいと思います。

○教育長（籠橋義朗君） 今回の件につきましては、本当に不手際等がありまして、大変申しわけございませんでした。

いろいろな御意見をいただきながら、もとに戻って、安心・安全な給食ということに最終的には行くと思います。

そこに、やはり食育ということで、これはもう食文化になってくるとは思いますが、そういうものも含めて一定の考え方というか、そういうものがあらわれるようなものをつくっていければなあというふうに考えますので、今後ともまた御指導をよろしくお願いします。きょうはありがとうございました。

○委員（山根一男君） 今、林委員からより多くの目でということがありました。

その製造メーカーに対して、現実には、学校給食会はもちろん点検しているんでしょうけれども、学校給食センターも見るとでしょうか。

私が思ったのは、やはりここまで来たからには製造メーカーに対する視察といいますか、点検みたいなことを可児市として、例えばPTAの方なんかも含めてやるようなことも含めて、何らかのプレッシャーを与えることも、プレッシャーという言い方はよくないかもしれませんが、それなりの自覚を持っていただける可能性もあるし、例えば委員会で視察ということも、可能であればそれも一つの方法だと思いますけれども、今、現状どのようになっていますでしょうかね。

○学校給食センター所長（渡辺哲雄君） 先ほどのトノー・ブレッドにつきましては、今、県の学校給食会が答弁したとおりで、改善が済んだ段階で、当然保健所と県の学校給食会が

行きますということですので、その席に私どもも以前から同行させてくれという申し出もしてあります。さらに市のPTA会長からも、ぜひ見に行きたいということも申し出があります。

学校給食センターのほうも見させていただきたいということを承っておりますので、これは別の日になると思いますが、見ていただくということで、ぜひ確認のときに、できたらみんな一緒といいますか、保健所と県の学校給食会と私どもとPTAということで、現場を見させていただくのがいいかなあというふうに今考えております。

○委員長（天羽良明君） ありがとうございます。

以上で、本件については終了をいたしたいと思います。お疲れさまでした。

その他について、委員のほうで何か案件がございましたらば、御発言をいただきたいと思えます。

先日、豊蔵資料館の再オープンがされました。大変、きれいな資料館になっておりました。

その際に、来ていた方からもリニアのルートについて、もう御心配の声が上がりました。

その点について、副委員長、何か御意見を。

○副委員長（山口正博君） 皆さんも資料をいただいておりますけれども、ちょうど豊蔵資料館の入り口のところの、この前、視察したところのお墓の上20メートルのところを、口を通っていくと。

ということは、どこかの山で出て、どこかの山へ入る入るわけですね。あれだけの古窯跡があるところで、まだほかにもいっぱい私はあると思うんです。

ですから、埋蔵文化財というのは、現状保存というのは大原則でして、やはり1キロの区間、わざわざあそこで出るのではなくて、可児市は全てトンネルで行っていただくように私は提案をしたいと思いますが、皆様方どのようにお考えでしょうか。

○委員長（天羽良明君） 皆さんはどのようにお考えでしょうかということですが、ちょっといろんな、やっぱり今説明会等々も各地で行われましたところで、各委員のほうにも今副委員長からあったようなお話が多々あるかと思いますが。

○委員（川上文浩君） この件に関しましては、議会全体としても、今いろいろ地域のかかわりもありますし、いろいろデリケートな問題もあるので、今進めているということですので、委員会としてはもうしばらくちょっと待っていただいたほうがありがたいのかなあというふうに思います。

まだまだ情報収集したりですとか、地元の動きが、11月5日までは意見を出せるということですので、じゃあ議会として出すのかどうかということも議論していただくことは結構かと思いますが、いろんな形で方法はいろいろあるとは思いますが、この委員会で文化財があるからこの委員会で取り扱っていく問題なのか、議会全体として動いていく問題なのかということもまだ整理されていけませんので、いきなりこういう提案をされるんじゃなくて、もう少しいろいろ調整、相談した上で、地元もあるということもあるので出していったほうがいいんじゃないかなあと思うので、ちょっと慎重に進めていっていただければというふう

に思いますし、やはりあそこを私もオープンに行きましたけれども、本当に静かなところで、ここにリニアが通るのはいかんなあというふうに本当に感じてきたところでもありますので、そういった意味で、慎重に、ゆっくりと進めていけばいいんじゃないかというふうに思います。

○委員長（天羽良明君）　ありがとうございます。

あと懇談会のほうを、また近く皆さんに企画を出したいと思っておりますが、今のところは民生児童委員さんとか、こども発達支援センターくれよんという施設とか、地域包括支援センターなどを視察、懇談会ができればというふうに思っておりますし、あと社会保険病院につきましても、動きがありましたらば、ぜひ懇談会を申し入れたいというふうに思っております。

以上で、教育福祉委員会を終了させていただきます。お疲れさまでした。

閉会　午後5時13分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成25年10月15日

可児市教育福祉委員会委員長